

ぐんまちゃんキャラバン隊に関する出動要領

(趣旨)

第1条 この要領は、ぐんまちゃんキャラバン隊（以下「キャラバン隊」という）の出動について必要な事項を定めるものとする。

(出動目的)

第2条 ぐんまちゃんの世界への展開及び群馬県民の郷土愛の醸成を図るため、キャラバン隊（隊長：ぐんまちゃん）を編成し、次の各号の活動について県内外に出動する。

- (1) 群馬県のPR
- (2) 群馬県産品の販路拡大

(出動対象)

第3条 出動の対象は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 群馬県の機関が主催するイベント・行事
- (2) ぐんまちゃんのPR効果が高く特別に知事が認めるイベント
- (3) 県庁内・県内施設グリーティング
- (4) 群馬県の機関以外の団体の主催するイベントであり、第2条に該当するイベント

2 出動の決定については、前項第1号、次いで第2号、第3号、第4号の順で優先させる。

(出動料)

第4条 出動料は無料とする。ただし、イベント会場が遠方の場合は 交通費や宿泊費等の実費の負担を申請者に求める場合がある。

(出動手続き)

第5条 キャラバン隊出動希望者は、ぐんまちゃんキャラバン隊出動依頼申請書（様式第1号）（以下、「申請書」）に基づき、ぐんま電子申請受付システムから、原則イベント開始の2ヶ月前までに知事に提出するものとする。

2 知事は次の各号のいずれかに該当する場合は、ぐんまちゃんキャラバン隊の出動を行わないものとする。

- (1) 出動を希望するイベントが第3条に該当しないとき
- (2) ぐんまちゃんキャラバン隊及びイベント等の来場者への安全性の配慮を欠く場合
- (3) 群馬県の品位を傷つけ、または傷つけるおそれがある場合
- (4) ぐんまちゃんのイメージを損ない、または損なうおそれがある場合
- (5) 法令に違反し、または公の秩序もしくは善良の風俗に反する恐れがある場合
- (6) 特定の個人、法人または団体を支援または公認しているような誤解を与え、もしくは与えるおそれがある場合（群馬県が特別に認める場合を除く）
- (7) 特定の政治的、宗教的又は思想的主張を表現したものに関する場合
- (8) 暴力団、暴力団員またはこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有するものが関与する場合

(出動可否の決定)

第6条 知事は出動の可否を、イベントの内容、情報拡散効果、時間及び開催場所や群馬県の機関が関与する度合などを総合的に判断し決定する。

(出動可否の連絡)

第7条 知事は、前条によって出動を決定した場合は、出動の概ね1ヶ月前までに、申請書に記載された申請者あて、ぐんまちゃんキャラバン隊出動承認書（様式第2号）を交付する。出動決定の連絡後に、ぐんまちゃんキャラバン隊の出動不可の事由が発生した場合は、出動の取り消し・変更を行う場合がある。この取り消し及び変更により問題や損害が生じた場合、知事は一切の責任を負わ

ない。

(出動の取り消し)

第8条 次の各号のいずれかに該当する場合は、ぐんまちゃんキャラバン隊または同行する群馬県職員の判断により、ぐんまちゃんキャラバン隊の出動を取り消す場合がある。この取り消しにより、問題や損害が生じた場合、知事は一切の責任を負わない。

- (1) 出動依頼書の依頼内容と相違がある場合
- (2) ぐんまちゃんキャラバン隊の控室(個室)及び駐車場が確保されていない場合
- (3) ぐんまちゃんデザイン利用許諾のない掲出物等がイベント会場等で掲示されていた場合
- (4) 対応不可能なスケジュールでの出演を求められた場合
- (5) 安全性への配慮を欠く場合
- (6) 群馬県の品位を傷つけ、または傷つけるおそれがある場合
- (7) ぐんまちゃんのイメージを損ない、または損なうおそれがある場合
- (8) 法令に違反し、または公の秩序もしくは善良の風俗に反する恐れがある場合
- (9) 特定の個人、法人または団体を支援または公認しているような誤解を与え、もしくは与えるおそれがある場合(群馬県が特別に認める場合を除く)
- (10) 特定の政治的、宗教的又は思想的主張を表現したものに関する場合
- (11) 暴力団、暴力団員またはこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有するものが関与する場合
- (12) 悪天候、地震、事故や疫病等によりぐんまちゃんの活動が十分にできないと群馬県が判断する場合

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、出動について、必要な事項は知事が別に定める。

附則 この要領は、令和2年5月1日から施行する。

附則 この要領は、令和2年7月1日から施行する。

附則 この要領は、令和3年7月1日から施行する。

附則 この要領は、令和5年3月28日から施行する。

附則 この要領は、令和5年5月11日から施行する。